

議第26号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号中「23,100円」を「24,800円」に改め、同条第3号中「34,700円」を「37,200円」に改め、同条第4号中「46,300円」を「49,700円」に改め、同条第5号中「50,900円」を「54,600円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第6号中「57,900円」を「62,100円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第9号中「92,700円」を「101,800円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「78,800円」を「86,900円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「69,500円」を「77,000円」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 64,600円

ア 合計所得金額が190万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

第7条中「第3項」を「第4項」に改める。

第14条中「第31条第1項後段」の次に「、法第33条の3第1項後段」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は公布の日から、第14条の改正規定及び附則第3条の規定は公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の三島市介護保険条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第 3 条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

第 4 条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第16条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第 4 条の規定にかかわらず、34,700円とする。

2 介護保険法施行令附則第17条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第 4 条の規定にかかわらず、47,200円とする。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

三島市長 豊 岡 武 士